

# 立会人型 & 当事者型 比較ガイドブック

2021.08.19発行

# CONTENTS

CONTENTS  
01

法的効力を持つには「電子署名」が必須 P.3

CONTENTS  
02

立会人型と当事者型とは P.8

CONTENTS  
03

立会人型と当事者型の比較 P.12

CONTENTS  
04

立会人型と当事者型の選び方 P.13

# 01. 法的効力を持つには「電子署名」が必須 ～電子契約とは？～

電子契約とは



電子的に作成した契約書を、インターネットなどの通信回線を用いて契約の相手方へ開示し、契約内容への合意の意思表示として、**契約当事者の電子署名を付与することにより契約の締結を行う**ものです。

※日本文書情報マネジメント協会より抜粋

	 <b>書面契約</b>	 <b>電子契約</b>
書類媒体	紙への印刷	電子ファイル（PDFなど）
署名方法	印鑑・直筆サイン	<b>電子署名</b> +タイムスタンプ
送付方法	郵送・持参	WEB・メール
契約期間	1～3週間ほど	約10分で締結も可能
保管場所	倉庫やキャビネットにて 原本の物理的保管	社内のファイルサーバーや 外部のデータセンターにてデータで保管

※当社調べ

# 01. 法的効力を持つには「電子署名」が必須 ～電子契約の法的効力～

## 民法521条

“1項 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾したときに成立する。

2項 契約の成立には、法令に定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。”



契約書を作成するのは、もし事後で揉めた際、当事者間でどのような取り決めをしたのか明確にする（証明する）ためです。そのため、当事者間の合意内容が確認できるのであれば、紙媒体である必要はないです。

※デイライト法律事務所「電子契約の法的効力は？メリットデメリットとは？」より抜粋



### 書面契約

押印されている印影が本人のものと一致していれば、本人の意思に基づいた押印だと推定

押印が本人の意思に基づくものなら文書の成立の真正を推定



### 電子契約

本人による、一定の条件を満たす電子署名がなされた文書は、本人の手書き署名・押印がある文書と同様、文書が真正に成立したものと推定



## 法的根拠の担保のためには、契約者の本人性の担保が必要

### 電子署名法第2条

“『この法律において「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって次の要件のいずれにも該当するものをいう。』

当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。”

### 電子署名法第3条

“『電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録した情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。』”



**電子契約が当事者本人によっておこなわれたことを担保するためには電子署名が必要**

## 電子署名には電子証明書の発行が必要



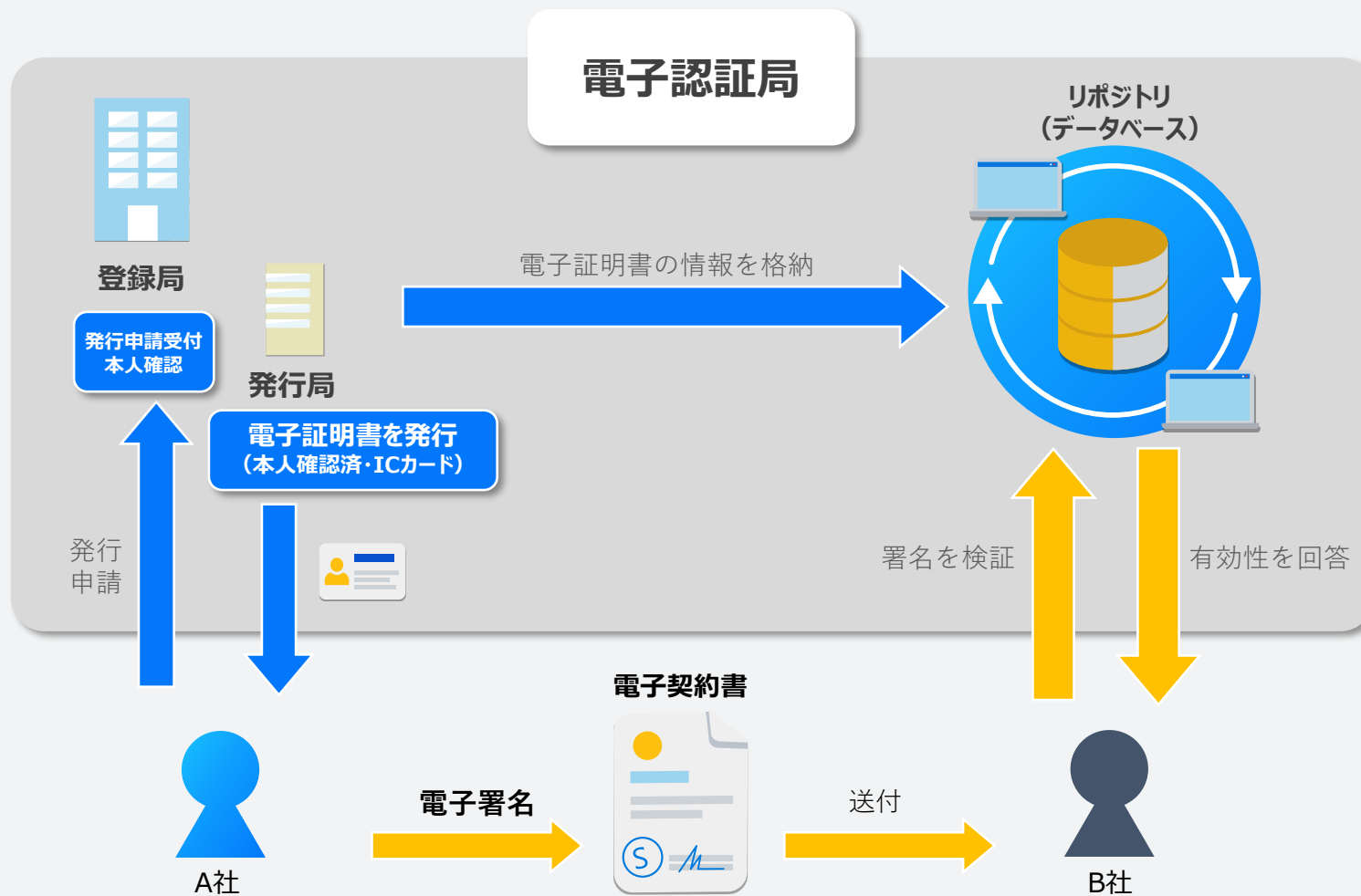
電子署名が本人によるものと定義するためには  
認証局の下記2点の保証が必要

① 電子証明書が本人の申請により発行されたものであること

② 電子証明書に記載された\*公開鍵に対する秘密鍵を本人だけが  
使用できる状態であること

\*公開鍵と秘密鍵…電子文書を暗号化・復号化するための対になる鍵

# 01. 法的効力を持つには「電子署名」が必須 ～電子契約の全体像～

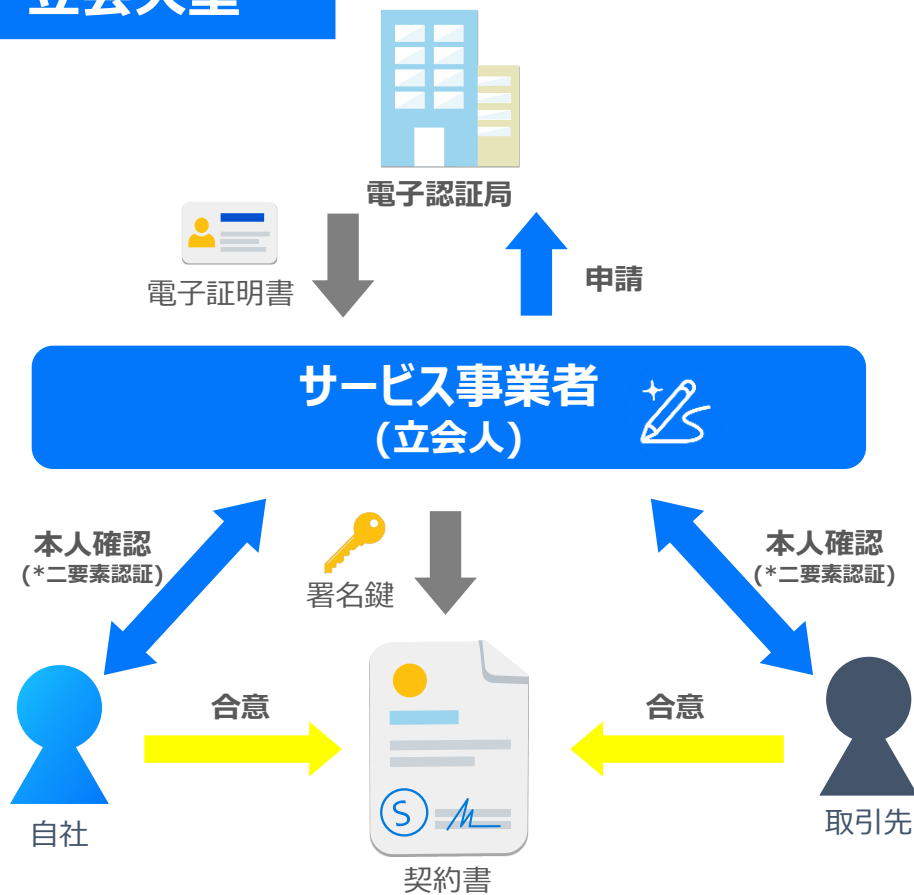


## 02. 立会人型と当事者型とは

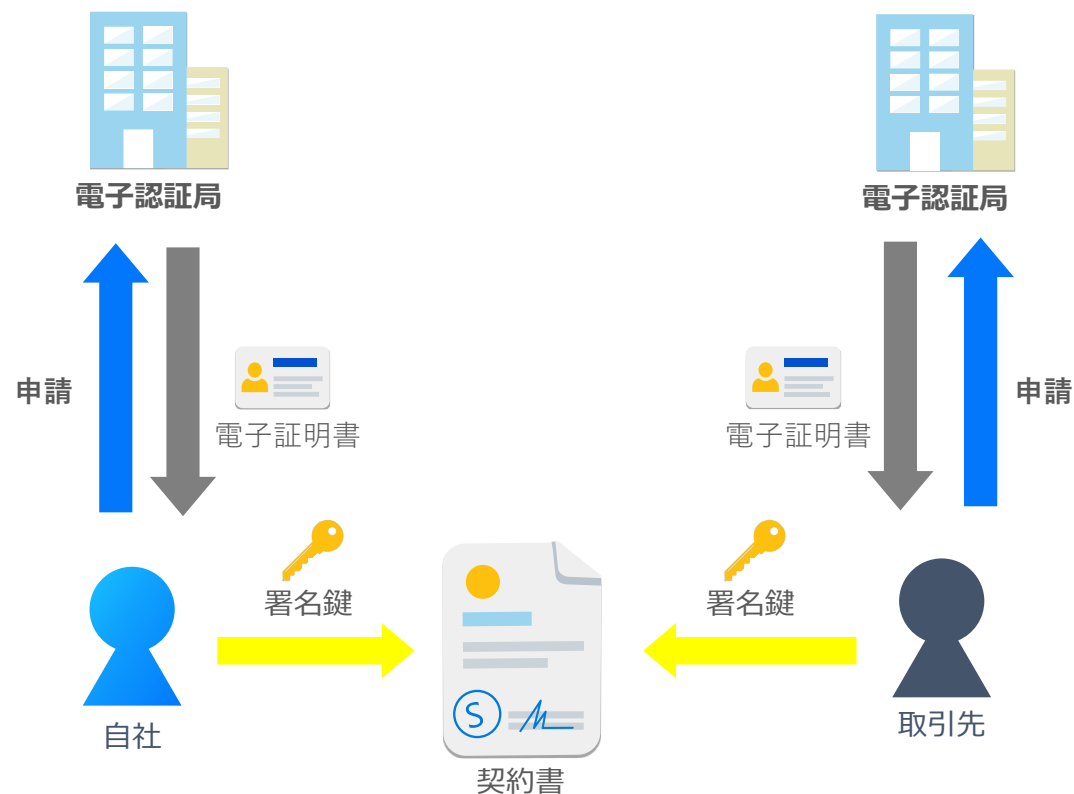
電子署名の方法は二つあります。当事者型は法的有効性が強い反面、契約を締結する双方が電子証明書を所持しておく必要があり、その都度認証サービス事業者から認証を受ける必要があるため\***手間や時間がかからない立会人型の仕組み**をとるサービスが普及しています。

\* サービスを利用するにあたって、**締結する契約等の性質や、利用者間で必要とする本人確認レベル**に応じて、適切なサービス選択することが必要

### 立会人型




### 当事者型





### 立会人型

契約をおこなう当事者ではない第三者  (サービス事業者) が、当事者の指示にもとづいて電子署名を付与する方法（あくまで「本人」によって署名されている点に注意）。

電子署名の際は、メール認証で本人確認をおこなうことが一般的で、ランダムに作成した複製不能なURLをメール送付し、そこからアクセスすることで本人であることを確認します。また「電子署名が本人の意思に基づき行われたものである」場合は、電子署名法第3条の「本人による電子署名」に該当するという見解を示しています。つまり立会人型の電子署名であっても法的効力はあるため、契約上の問題が生じることはありません。



### 当事者型

第三者である電子認証局  が各署名当事者の本人確認をおこない、発行した電子証明書  を用いて本人が電子署名をおこなう方法。

当事者型を使うときは、認証サービスを取り扱う会社に本人性を証明する書類を提出し、電子証明書が格納された電子ファイルを発行してもらう必要があります。この方法によって、電子署名法第3条において電子署名を「本人だけがおこなうことができる」ことになり、本人性の要件を満たすことになると考えられるため、文書成立の真正性の推定効が働くと考えられています。

### Q.立会人型電子契約サービスは法律的に問題ないのでしょうか？

何故、この質問が存在するかというと・・・

論点は、**電子署名法2条1項と電子署名法3条**です

Q1：署名を施すのが**立会人型電子契約サービスの提供会社**である場合、**電子署名法2条1項1号の“当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること”という要件を満たすのでしょうか・・・？**

**立会人型電子契約サービスは「電子署名」  
として政府は認めています**

下記、政府（三省連名）のQ&Aより抜粋

“技術的・機能的に見て、**サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていて、かつサービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるもの**などは、**電子署名法2条1項における「電子署名」に該当する。**”

### Q.立会人型電子契約サービスは法律的に問題ないのでしょうか？

#### 電子署名法3条の 見解について

Q2：電子署名法3条の本人による電子署名“これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。”とは、どのようなものでしょうか？



#### 電子契約サービスの本人性が担保できるかどうか重要！

下記、政府（三省連名）のQ&Aより抜粋

“暗号化等の措置を行うための符号について、**他人が容易に同一のものを作成することができない**と認められることが必要であり（以下では、この要件のことを「固有性の要件」などという。）そのためには当該電子署名について**相応の技術的水準が要求される**ことになるものと考えられる。したがって、電子署名のうち、例えば、**十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、同条の推定規定が適用される**こととなる。”



参考URL：[https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei3\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei3_qa.html)

# 03. 立会人型と当事者型の比較

	メリット	デメリット
立会人型	<ul style="list-style-type: none"><li>メールアドレスがあれば契約を締結できる</li><li>時間と費用がかからない</li><li>契約相手は同じシステムの導入が不要*</li><li>本人名義の電子証明書も発行不要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>なりすましのリスクがある</li></ul>
当事者型	<ul style="list-style-type: none"><li>なりすましリスクが低く、本人性を満たせる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>時間と費用がかかる</li><li>契約相手も同じシステムの導入が基本的に必要</li><li>電子証明書発行が必要</li></ul>

\* サービスによっては契約相手のシステム導入が必要



## 多くの会社には選ばれているのは立会人型

(導入から契約の締結まで非常に手軽な点が支持されている)

## 自社の方針や契約相手に合わせ、最適な契約方法を選ぶことが大切



### 立会人型

#### 信頼している企業や消費者とのやり取りする場合におすすめ

立会人型も法的効力はあるため、そこまで厳格さを求めないというときは、立会人型を活用すると手軽で便利です。

(※何度もやり取りしているお客様や一般の消費者に対し、わざわざ電子証明書を発行させて電子署名することは現実的ではないため)



### 当事者型

#### 厳格な契約を結びたい場合におすすめ

当事者型で必要となる電子証明書を発行する際は名義人の公的な身分証が必要になり、認証局の詳細な確認がおこなわれます。

時間も費用もかかりますが、本人であることの確固たる証明となるため、取引先の企業様の安心感を獲得しやすい契約手法になります。

# ジンジャーサインについて

# Jinjer サイン

ジンジャー

「これまで」を、もっとスムーズな「これから」へ  
＜電子契約プラットフォームサービス＞

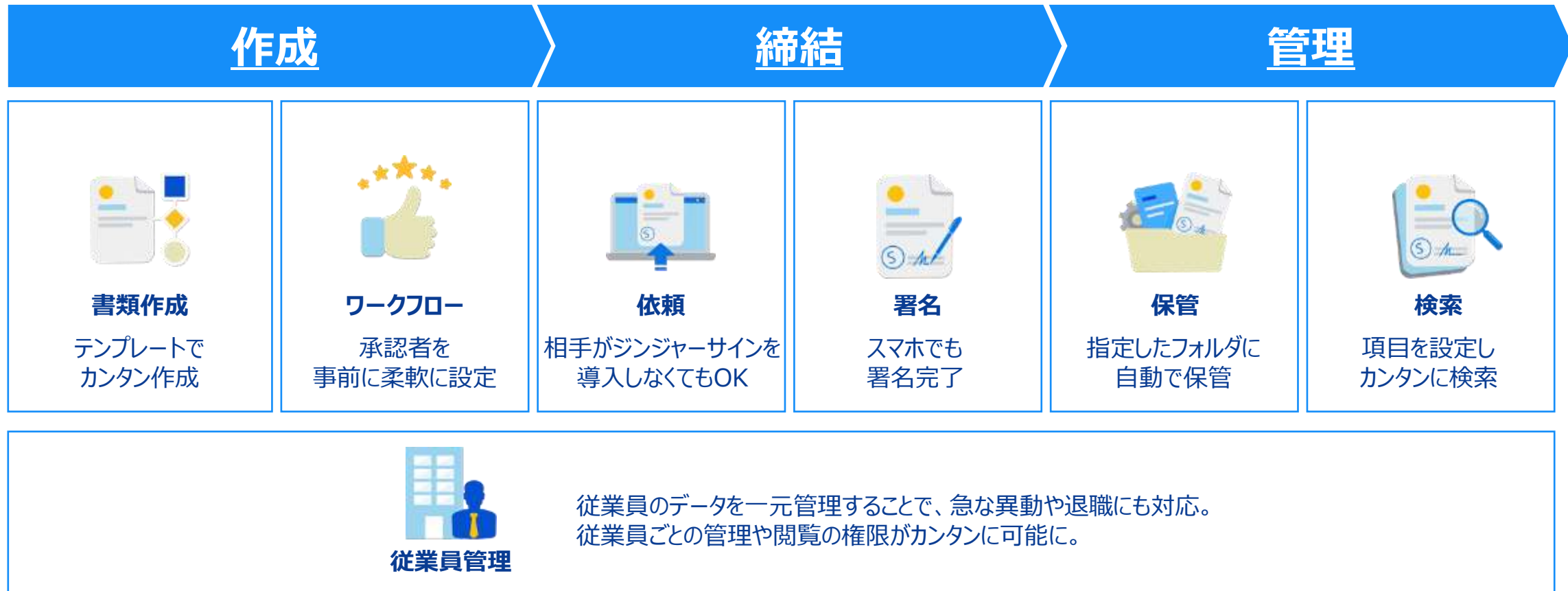


ジンジャーサインは、捺印稟議、契約締結、送付、進捗確認、フォルダ保管、書類検索などの契約にかかる一連の業務を『**これまでのフローを変えることなく**』、スムーズに実現できる、**電子契約プラットフォームサービス**です。



# 契約業務を一気通貫で管理できる

## 細かなカスタムが可能なので、これまでのフローを変える必要がない



## — 免責事項 —

- ・ jinjer株式会社（以下「当社」といいます）は、本資料に記載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。本資料に記載されている全ての情報は、本資料の作成時点の情報として記載されており、当社は、完全性、正確性、時間の経過又は情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。
- ・ 明示されているか否かにかかわらず、本資料は、特定の目的への適合性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に関する著作権は、当社に帰属します。著作権法上、転載、翻案、翻訳、要約等は、当社の許諾が必要です。当社の許諾がない転載、翻案、翻訳、要約及び法令に従わない引用 等には、法的手続きを行うこともあります。